

国第七回 参議院農林委員会会議録第二十号

昭和二十五年四月五日(水曜日)午後一時五十七分開会

○本日の会議に付した事件

○植物防疫法案(内閣提出)

○地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き動植物検疫所の出張所設置に關し承認を求めるの件(内閣提出)

○食糧配給機構に関する件

○委員長(楠見義男君) それではこれから委員会を開きます。昨日植物防疫法案について提案の理由の説明を伺い、ますと同時に、逐條について政府の農政局長から伺つたのであります。この植物防疫法案と関連しまして、動植物検疫所出張所設置に関する地方自治法の第百五十六條第四項の規定に基いて国会に承認を求めるのが本委員会に付託されておりますので、この問題

は植物検疫と不可分のものと考えられますので、この際この承認を求むることについての提案の理由を、本日は最初に政務次官から伺いまして、一括して御審議の対象にして頂きたいと存じます。先ず最初に提案理由の説明をお伺いすることにいたしたいと思います。

○政府委員(坂本實君) 動植物検疫所の出張所設置承認につきましての提案理由を御説明申上げます。

海外より危険な病害虫が侵入することを防止して国内農業生産の確保をはかると共に、外國の要求する輸出植物の検疫を実施するために、從来より

輸出入植物検疫法に基いて輸出入する植物の検疫を実施しているのであります。この検疫は戦前二十三ヶ所の主要港や飛行場の検疫機関において実施されただけであります。終戦後はその場所を十二ヶ所に減少し現在に至つては、輸出植物の輸出入が急激に増加し、現在では検疫の万全を期することが極めて困難な状態に立至つております。詳しく述べますと、これらの港へ

植物が到着いたしますと、その都度最寄の検疫所より職員をそれべに派遣しまして検査取締を実施させておるのですが、検疫業務が非常に繁忙になりましたため、円滑に業務を遂行いたしましたが、検疫業務が非常に繁忙になります。而も地元の業者は極めて多くあります。でも地元の業者は極めて多くあります。

植物が到着いたしましたと、その都度最寄の検疫所より職員をそれべに派遣しまして検査取締を実施させておるのですが、検疫業務が非常に繁忙になりましたため、円滑に業務を遂行いたしましたが、検疫業務が非常に繁忙になります。而も地元の業者は極めて多くあります。

植物が到着いたしましたと、その都度最寄の検疫所より職員をそれべに派遣しまして検査取締を実施させておるのですが、検疫業務が非常に繁忙になりましたため、円滑に業務を遂行いたしましたが、検疫業務が非常に繁忙になります。而も地元の業者は極めて多くあります。

○委員長(楠見義男君) それでは先程申上げましたように、本件と植物防疫法案とは一括して御審議を頂くことにいたします。

○羽生三七君 昨日は提案理由の説明だけだつたのですか。

○委員長(楠見義男君) 提案理由と逐條説明をお願いいたしました。それであります。御欠席になつておられる方も昨日は多かつたので、専門員のところで……実際は私もまだよく見ておりませんが、専門員のところで植物防疫法案における問題事項として、総括的な事項及び逐條的事項として問題になるようなところを整理してお手許にお配りしております。それで御了承を得まして、説明員よろしく書き物を作つてあるのであります。昨日の復習になるかも分かりませんが、一応こういうことについて政府の方から積極的に御説明を伺つた方が或いは進行上いいとも思いますから、そういうふうにいたしたらどうでしょうか。

○羽生三七君 主として特に問題になりますが、その発着は殆んど夜半でありますから、必要な都度植物検疫官を派遣するといふことは不可能なあります。検疫機関の設置が可能なのであります。検疫機関の設置を希望は、関係方面、税関又は業者からかかると共に、外國の要求する輸出植物の検疫を実施するために、從来より

は、病害虫の侵入を阻止し、植物の輸出を円滑に行う上から見ましても、地元、業者の要望から見ましても、真に時宜に適した措置であると信ずるのであります。

以上が出張所設置に関する提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御承認あらんことを御願いいたします。

○委員長(楠見義男君) それでは先程申上げましたように、本件と植物防疫法案とは一括して御審議を頂くことにいたします。

○羽生三七君 昨日は提案理由の説明だけだつたのですか。

○委員長(楠見義男君) 提案理由と逐條説明をお願いいたしました。それであります。御欠席になつておられる方も昨日は多かつたので、専門員のところで……実際は三月三十日で、我々の文書函にこれを受取つたのは四月一日を過ぎた後なります。従つてこれは事実問題として、この法律は四月一日から施行するといふことは、審議の上から言つても不可能であつたわけです。そこでこの四月一日から施行するという点を、公布の日から施行する、こういうふうに修正案中改正案として行つておりますが、これに先ず最初に今申しましたようなこれまでから関係の書類はお手許に行つておられると思いますが、お手許に植物防疫法施行期日の問題が一つあります。それはからそれ以外に今度の法律ができますから、その点を予め申上げて置きます。

それでは御了承を得まして、説明員よろしく書き物を作つてあるのであります。農林省の竹内農業課長からこの法律について問題となるような事項について予め御説明を伺うことといたします。

○説明員(竹内二郎君) この法律は、提案理由でも御説明申上げましたように、従來の輸入植物の検疫につきましては、やつております点と、それから二十九年に制定いたしました法律で非常に黒斑病、そういうようなものが急に国

内に入りました。そしてこれが伝播いたしまして、現在においては非常にその被害に困つておる状態であります。そういうような状態を先ずここで防除する、こういう建前にいたしておるのであります。結局海外から来ます植物検疫の段階を港で第一回にこれを防除し、国内に入りましたものにつきまして又これを防除する、こういうような建前を探つておるわけであります。その外日本に前から入つております。例えまかん蠅のように九州地区に一部入つております。まだ他には伝播いたしておりません。併しその虫がおるためにみかんの海外輸出もその地方からのお物は禁止されておるような状態でありますので、こういもの撲滅させて、そうして広まらないうちにこれを撲滅させて、いろいろな産業の振興に資したいと、こういうような点が主な点であります。それで従つてそういうような点のみがこの法律にありますので、一番問題になります点は、一般的に穀熱だと、うんかだとがいうような、こういうような、現在農村におります病虫害の防除と、こういうことが現状の農村におきましては非常に大きな問題であり、又これを防除しなければならんと、こういう点が問題であるのでありますけれども、法律には国がそういう場合に責任を負う經常的であります。勿論これは、昨年におきましても稻熱が大発生をいたしました、その発生をいたしました防除費は講じておるのであります。その法律的の責務を政府が持つということは

ないわけであります。その点につきましてはやはり従来と同じような考え方を以て我々は進みたいと考えておるのであります。そういうような異常発生とかいうようなことにつきましては、この法律では地方長官がこれをやれると、こういうことになつておりますので、地方長官は、県知事はそういう異常発生の場合に、こういう方法でやれと、こういふことになつておりますが、國はこれに対して命令することはないわけであります。この点が防疫法といたしますれば、一番重要な点であり、一番又農家といたしまして、政府がこれに対する責任を持つということが一番重要な点だと思うのであります。これは関係方面とも会つていろいろ相談をいたしました結果、除かれておりますので、その点は問題になる点ではなかろうかと思います。

それから次に輸入食糧というものの検疫をやるよう、検疫の方では拡大をいたしたのであります。この点は米麦その他豆類とか、こういうような食糧の検疫をやることが果してできるかどうか、こういうことは大きな問題になりますと、仮に虫でもおりますと、これを燻蒸しなければならん。その設備その他が十分にありませんので、非常に困る点もあるわけであります。これにつきましては、今まで大体入って来ますものは作物じやなくいたしまして、その種子たるものでありますから、例えば米にしましても麦にしましても、そのできた果実でありますから、その果実に仮に虫がつきました場合に、国内の栽培の作物それ自体には

その虫は影響はないのですけれども、貯蔵中の穀類に非常に害を及ぼしますわけあります。従来からもいろいろものにつきましては、貯蔵中のものの虫につきましては、非常に心配をいたしておりますのでありますけれども、不幸にして豆象虫のようなものになりますと、豆の貯蔵に悪影響を及ぼすということになるわけであります。最近におきましては米や麦、外国から入つて来ます中に、日本におきませんグナラリヤ穀象がおるわけであります。従来の日本の穀象以上に被害を及ぼします穀象が段々と入つて来るのであります。そうしますと、折角農家で作りました食糧農産物も貯蔵中に非常に減耗をいたすと、こういうことになりますので、こういう取締をしなければならないようになつたわけであります。ただここで問題になりますのは、「一船入りましても一万トン」とかいうような量でありますので、なかなかこれをうまく検疫ができるかどうか、どうか、どうかと非常に疑問になるわけであります。今はサンプリングにあちらこちらを引抜きまして、それの虫の有無を調べまして、若しありましたらこれを燻蒸するという処置を取つておるわけであります。将来におきましてこれも問題になりますことは、少くとも米麦或いは穀類のような輸入食糧は、港を数ヶ所に限定をいたしまして、そこで全部を燻蒸して、虫がおりましょうとおりませんと、それに拘わらず燻蒸して国内に入れるという施設を講じなければ、完全に病虫害の入つて来るのを防止することは非常に困難であると思ひますが、併し現在におきましてはそういう施設もまだありませんし、

いわばおりました場合に、それがなかなか実行が不可能だからというので、これをやらないというよりか、むじろやりまして、こういうものを十分に……十分とは言えませんけれども、検疫だけはと、こういうような意味で実行いたすようになつております。この点施設その他につきまして、多量の物が入つて来たときにどうするかと、こういうような点で御疑問の起きる点があると思うのであります。

それから緊急防除を要します虫や病害の対象であります、これは日本国内に從来、現在も、今おらなくて新しく入つて来るものと、こういうふうに限定しておるわけであります。在これが入つて困つております虫と申しますと、先ずアメリカシロヒトリといふ虫がおるのであります。これあたりは一昨々年に一部の街路樹に入つたのであります。ですが、昨年大発生をいたしまして、殆んど東京市内その他の街路樹にこの毛虫がついたのであります。この毛虫は今は街路樹の程度でありますのであります。が、これが一応山林に入りますと、山林或いは農作物に入りますと、非常に被害が大きくなるのであります。例えば桑に入れますと、これを防除いたしますのに薬を使いますれば蚕が食えなくなります。それから折角蚕を飼おうと思つて桑を栽培いたしましても、これによつて非常に被害を受けると、こういうことになります。それから山林に入りますと、これは潤葉樹に入りますので……、針葉樹には松食虫が入りますし、潤葉樹にはアメリカシロヒトリといふようなものが伝播いたしますので、非常に被害を蒙りますので、これ

の方で専門員の方に問題が提示してありますけれども、大体以上の点が問題になります重点じやないかと考えておるわけあります。

○委員長(楠見義男君) その問題となる点について、対策としてどういふうにしたらいいか、それも併せて伺いたいのです。

その前にこの法律について、或いは政府の方にも行つておるかとも思ひます。全国指導農業協同組合連合会、全國購買農業協同組合連合会、全国農業共済協会、この三つの全国的な団体から、この法案に対する要請書といふものが国会の方にも実は陳情とおなづけで出ておるのであるが、それはすでに承認へも或いは行つておるかと思う。ところがこれらの病害虫が農業生産の上において最も甚大な影響を及ぼすものである。従つてこの一般農業生産に重大なる影響を及ぼしておるところのかかる一般病害虫の除去について、何らかの処置を講ずる必要があるのでないか。そこでそういうような一般的病害虫の異常発生に対処すること、国家的防疫体制を整備すること、特に防除機具並びに貯備農薬に対する予算的措置を講ずること、それから中央地方を通じて防疫行政機構の一元化を図ること、それから病害虫発生の予察機構、並びに農業取締の機構の整備強化をすること、こういうような事項を挙げての要請があるわけなんです。第一の国家的防疫体制を整備するといふことは、これはこの委員会でも、前

国会或いは前々国会あたりから、実はあります。そこで、こういう問題が問題になりますが、こういう問題について一つつておつて、病害虫が異常発生した場合には、丁度消防署のポンプが駆けつけるように防疫体制が整備されて、そうして被害が大きくならぬうちにそいつを喰止める、或いは農薬等を予備貯蔵をしてやつて置く必要がある、これがその役割を果すことになつておつたのが、それも中絶した、こういうこと

ういうことであつて、そこで農業の予備貯蔵については、例の肥料公団ですが、全国指導農業協同組合連合会、全國購買農業協同組合連合会、全国農業共済協会、この三つの全国的な団体から、この法案に対する要請書といふものが国会の方にも実は陳情とおなづけで出ておるのであるが、それはすでに承認へも或いは行つておるかと思う。ところがこれらの病害虫が農業生産の上において最も甚大な影響を及ぼすものである。従つてこの一般農業生産に重大なる影響を及ぼしておるところのかかる一般病害虫の除去について、何らかの処置を講ずる必要があるのでないか。そこでそういうような一般的病害虫の異常発生に対処すること、国家的防疫体制を整備すること、特に防除機具並びに貯備農薬に対する予算的措置を講ずること、それから中央地方を通じて防疫行政機構の一元化を図ること、それから病害虫発生の予察機構、並びに農業取締の機構の整備強化をすること、こういうような事項を挙げての要請があるわけなんです。第一の国家的防疫体制を整備するといふことは、これはこの委員会でも、前

いうことであつて、そこで農業の予備貯蔵については、例の肥料公団ですが、全国指導農業協同組合連合会、全國購買農業協同組合連合会、全国農業共済協会、この三つの全国的な団体から、この法案に対する要請書といふものが国会の方にも実は陳情とおなづけで出ておるのであるが、それはすでに承認へも或いは行つておるかと思う。ところがこれらの病害虫が農業生産の上において最も甚大な影響を及ぼすものである。従つてこの一般農業生産に重大なる影響を及ぼしておるところのかかる一般病害虫の除去について、何らかの処置を講ずる必要があるのでないか。そこでそういうような一般的病害虫の異常発生に対処すること、国家的防疫体制を整備すること、特に防除機具並びに貯備農薬に対する予算的措置を講ずること、それから中央地方を通じて防疫行政機構の一元化を図ること、それから病害虫発生の予察機構、並びに農業取締の機構の整備強化をすること、こういうような事項を挙げての要請があるわけなんです。第一の国家的防疫体制を整備するといふことは、これはこの委員会でも、前

いうことであつて、そこで農業の予備貯蔵については、例の肥料公団ですが、全国指導農業協同組合連合会、全國購買農業協同組合連合会、全国農業共済協会、この三つの全国的な団体から、この法案に対する要請書といふものが国会の方にも実は陳情とおなづけで出ておるのであるが、それはすでに承認へも或いは行つておるかと思う。ところがこれらの病害虫が農業生産の上において最も甚大な影響を及ぼすものである。従つてこの一般農業生産に重大なる影響を及ぼしておるところのかかる一般病害虫の除去について、何らかの処置を講ずる必要があるのでないか。そこでそういうような一般的病害虫の異常発生に対処すること、国家的防疫体制を整備すること、特に防除機具並びに貯備農薬に対する予算的措置を講ずること、それから中央地方を通じて防疫行政機構の一元化を図ること、それから病害虫発生の予察機構、並びに農業取締の機構の整備強化をすること、こういうような事項を挙げての要請があるわけなんです。第一の国家的防疫体制を整備するといふことは、これはこの委員会でも、前

いうことであつて、そこで農業の予備貯蔵については、例の肥料公団ですが、全国指導農業協同組合連合会、全國購買農業協同組合連合会、全国農業共済協会、この三つの全国的な団体から、この法案に対する要請書といふものが国会の方にも実は陳情とおなづけで出ておるのであるが、それはすでに承認へも或いは行つておるかと思う。ところがこれらの病害虫が農業生産の上において最も甚大な影響を及ぼすものである。従つてこの一般農業生産に重大なる影響を及ぼしておるところのかかる一般病害虫の除去について、何らかの処置を講ずる必要があるのでないか。そこでそういうような一般的病害虫の異常発生に対処すること、国家的防疫体制を整備すること、特に防除機具並びに貯備農薬に対する予算的措置を講ずること、それから中央地方を通じて防疫行政機構の一元化を図ること、それから病害虫発生の予察機構、並びに農業取締の機構の整備強化をすること、こういうような事項を挙げての要請があるわけなんです。第一の国家的防疫体制を整備するといふことは、これはこの委員会でも、前

な予算の要求もいたしましたが、これはどうしても財務当局におきまして承認をして頂くわけには参りませんので、遺憾ながらこれは本年度の予算においては、断念せざるを得なかつたのです。我々の考え方といたしましては、現在肥料公司が尙持つております、数字は或いは間違つておるかも知れませんが、たしか三百数十トンのうち百六十トンばかりはまだ持つておるかと思いますが、それは肥料公司自体の存廃も問題になつておりますから、我々といたしましては、これを至急全廃連に引継ぎをさせまして、全購連に対する又融資斡旋等の方針も講じまして、そうして一旦何か災害が起つた場合に、農薬が足りないと、いうふうなことのないようにやつて参りたい、こう思つております。大体農薬につきましては最近非常に出廻りもよくなつております。価格関係も相当張つて参りましたので、大丈夫かと思つておりますが、万ーの場合はそういうふうな対策も考えております。

それから手数料について御意見がございました。例えば馬鈴薯の検査をいたしました。その検査事業の性質上むしろ不適であるし、農家の負担も増加しておることであるから、むしろこれは国が持つべきではないか、というような御意見がございました。私共もそれは前と、してかようなものを全部国が持つといふことを、許されるならばいいのですがございました。農家の負担も増加しておることであります。それが馬鈴薯についての手数料を取ることは、その検査事業の結果は、やがて農家の利益にもなることあります。それだけ有利に販売もできるわけであ

ります。従いまして勿論検査事業に要する経費といふものは、國で大部分は持つわけありますが、一部実費程度の極く軽いものはやはり手数料として持つて頂くことは、さして困難ではないだろうというふうな考え方から、極く実費程度の軽い手数料は、これを持つて頂くということを考えております。

○委員長(橋見義男君) 手数料の点は現在どうなつておるのですか。

○説明員(竹内二郎君) 現在はあります。今度馬鈴薯検査を徹底的にやられる、ことは……。

○説明員(竹内二郎君) この場合は容

じよう。ではこれはやるのでしょうか。現在と同様に、馬鈴薯検査を徹底的にやられる、ことは……。

○説明員(竹内二郎君) 僕が聽こうとおらなかつた。今度はですね、例の一箇所だけ買うのですから、例をば馬鈴薯であると一億三千万貫買う。政府で買う一億三千萬貫の買う馬鈴薯の検査は、従来の国営検査、買入検査ですね、買入検査によつてやつておつたと同じ検査をやられておるのだと思います。その場合の検査手数料は取られるのですか、取られないのですか。

○説明員(竹内二郎君) 取らない。

○説明員(竹内二郎君) これは国営でやらないでも、都道府県になるんじやないかと思うのです。その場合に恐らく取るだらうと思います。

○説明員(竹内二郎君) そうすると、その馬鈴薯の生産者といふものは、価格が変わなければ値下げを受けたと同時に比べると馬鈴薯生産者といふものは、五%以内のものはですね、手数料として取られる、ところ見ていいわけですね。今度はできたものの検査手数料といふのはどうなりますか、価格に

おいて……。

○委員長(橋見義男君) 一応政府の価格を決める、というのは、価格の基準みらいものですから……。ですから買入れ価格で売買することが予想されるということですから、その分だけは値下りをするわけですね。

○説明員(竹内二郎君) まあそうです。この検査料といふものは、政府は買入検査でやるから検査手数料は出しておらなかつた。今度はですね、例の一箇所だけ買うのですから、例をば馬鈴薯のものについては、これは今までと変わらないわけですね。外のものについては、圃場検査をやると同時に、できたものについてやる。後はフリーだとこういうわけです。

○委員長(橋見義男君) だから買入されますが、なんらんといふことになりますのであります。今度は主食が改正をされまつておるんでしよう。今度は買入検査は……。

○説明員(竹内二郎君) 政府の買入されることはこうじうことなんですね。今まで政府に買つて貰つておつたその馬鈴薯の検査料といふものは、政府は買入検査でやるから検査手数料は出しておらなかつた。今度はですね、例の一箇所だけ買うのですから、例をば馬鈴薯であると一億三千万貫買う。政府で買う一億三千萬貫の買う馬鈴薯の検査は、従来の国営検査、買入検査ですね、買入検査によつてやつておつたと同じ検査をやられておるのだと思います。その場合の検査手数料は取られるのですか、取られないのですか。

○説明員(竹内二郎君) 全体の検査料ですか。

○説明員(竹内二郎君) 大体今のところ一俵で十田ぐらいい見であります。

○委員長(橋見義男君) 一俵十円。そぞうすると一俵十円ということは、全体に対する金額はどのくらいになりますか。

○説明員(竹内二郎君) ええ三百円に対しても、五百円に對して十円か、五百円に對して十円かといふ……。

○説明員(竹内二郎君) ああそうですね。その場合に検査があつたら、それで一千円かと思ふのです。その場合に恐らく取るだらうと思ひます。

○説明員(竹内二郎君) これは国営でやらないでも、都道府県になるんじやないかと思うのです。その場合に恐らく取るだらうと思ひます。

○説明員(竹内二郎君) 五%以内ですか。

○説明員(竹内二郎君) 五%以内ですか。

○説明員(竹内二郎君) 少くとも従来に比べると馬鈴薯生産者といふものは、五%以内のものはですね、手数料として取られる、ところ見ていいわけですね。今度はできたものの検査手数料といふのはどうなりますか、価格に

○説明員(竹内二郎君) こいつはまだ国がはじきり検査を廃止してこうするということを指示していませんから、県としてもはじきりしないのじやない

かと思います。

○委員長(楠見義男君) 県に検査させ

るのですか。その検査は……。

○説明員(竹内二郎君) 国がしない限

りは、やはり県がやるか、或いは団体

でやらせるか、何かの措置を探らなければいけないと思います。

○委員長(楠見義男君) それはどの規

定でやるの。

○説明員(竹内二郎君) 検査法が何か

でやるんじやないかと思います。これ

じややりません。

○委員長(楠見義男君) 道府県手数

令、昔あつたそれでやるのですが、そ

れは委任規定じやないのじやないか、

農林大臣は第十三條第一項の規定によ

り検査を受ける者から云々、手数料を

徴収することができる……。

○説明員(竹内二郎君) これは圃場検

査の県當検査ですね、そうするために

はできておりますよ。今お話になるの

は、今度は製品になつたものの検査で

すね、その方のいわゆる元から申しま

す。それは普通の検査ですね、そうするためには

最後の俵に入つたときの裏全部やるの

です。

○委員長(楠見義男君) 含めてですか。

○説明員(竹内二郎君) 圃場検査二回と、

最後の俵に入つたときの裏全部やるの

です。

○委員長(楠見義男君) 含めて行くの

です。

○説明員(竹内二郎君) そうです。こ

れは植物でござりますから薯の病気が

あるかないかと言えば、萎縮病は殆ん

かないかの点はこつちは知らないので

す。それは普通の検査で調べる。

○委員長(楠見義男君) それは病害の検査じやないのですね。病害の検査はやらないのですか、それ以外に、容量

○説明員(竹内二郎君) そのままです。それで、馬鈴薯につきましては萎縮病の場合植える畠を決定するわけです。そして種を決定して、それを植えて、それで病気が出たか出ないかをすつと見て、余り出ないものであつたならば検査をして、これを種として、そうして

○説明員(竹内二郎君) これが殆んど関係がないのであります。

○説明員(竹内二郎君) 今度は馬鈴薯の検査ですが、今日は実は北海道の人

が、岡村さん、加賀さん、お二人共見

えないでの、いずれお帰りになるまで

この法案は置いて置きますけれども、代弁して私言うのですが、今までの採

種組合といふのがありますね。この採種組合は今政府が考えておられるよう

なそういう検査をやつておるのか。

○説明員(竹内二郎君) 今までにはそれ

く場合には、やはり組合としてもそ

うが、薯になりましたときもやる。

○委員長(楠見義男君) なつたときの検査は、條文に載せてやるのですか。

○説明員(竹内二郎君) 同じことですから……。

○委員長(楠見義男君) 同じでしょ

う。だから幾ら取るかと聞いておる。

○説明員(竹内二郎君) それは十円、五%以内の手数料を取つてやる。

○委員長(楠見義男君) 圃場検査が十円といふ……。

○説明員(竹内二郎君) 圃場検査ばか

りじやなく……。

○説明員(竹内二郎君) 含めてですか。

○説明員(竹内二郎君) その場合に、普通の農家でなしに、家庭菜園的なものが農家の間に挿まれて、そういう検査対象にならるような植物を栽培しておつたような場合には、そういうものはやはり検

査の対象になるのですが、

○説明員(竹内二郎君) なりません。

○説明員(竹内二郎君) 一般の栽培はなりませんで、特殊の種薯としてやります場合には、県の……

北海道で申しますと、北海道の原種畠から種が行きまして、そうして土地が設定されるわけですが、どこの田圃とい

うようになります。外のものは申請して来てもしろ却下されるわけです。

○説明員(竹内二郎君) その検査員が、食糧の方を食糧事務所の検査員が、ここに圃場の検査員が見てやる。そうして最後に

種薯という刻印を押して出してしま

う。ところがその人達が実は余り専門家でないために、往々にして種として

出て来たものに病気があつたという事実があるわけなんであります。それで

○説明員(竹内二郎君) 今度はそれが

代弁して私言うのですが、今までの採

種組合といふのがありますね。この採種組合は今政府が考えておられるよう

なそういう検査をやつておるのですが、

○説明員(竹内二郎君) 今までにはそれ

を代弁して私言うのですが、今までの採種組合といふのがありますね。この採種組合は今政府が考えておられるよう

なそういう検査をやつておるのですが、

○説明員(竹内二郎君) それは監督者になります。その下に二百五十何名かの……。

○説明員(竹内二郎君) 法律で言つて

○説明員(竹内二郎君) それは監督者になります。その一部が監督者になります。その下に二百五十何名かの……。

して行こう。こういう者であります。

従つて採種組合の技術員が駆けおります。されば、そういう人がやはり検査補助員になりますて、本当の病害が出たか出ないかを検査し、或いは見届けて置くと、这种方法を探るわけであります。

○委員長(楠見義男君) 農政局長、新

しい国家公務員法の何で行くと、この法律で「農林省に植物防疫官を置く。」

ある。この植物防疫官といふのは一

般公務員になるわけですか。

○政府委員(藤田巖君) そうです。

○北村一男君 この動植物検疫所定員配備予定表を見ますと、日本海では敦賀から青森までの長い海岸線に一ヶ所

も、検疫所はもとより出張所も置いて

あります。この長い海岸線にどう

いわゆれば必要がないのですか。

○政府委員(藤田巖君) これは御承知の通り、裏日本に從来ございましたのは、例えソ連でござりますとか、朝鮮でござりますとか、そういうふうな方面との貿易関係がありまして、それであつたわけです。最近においてはそ

ういう方面は余りございません。たま

たま引揚者が帰つて参ります場合にそ

れに關係して検疫をする必要があると

いうふうなことで舞鶴等にあるわけで

す。従つてこれは今後ともこの方面的

そういうふうな貿易関係が起つて参りますれば、我々いたしましてはこれ

を考慮して参りたいと、かように思つております。

○北村一男君 今ちよつと何ですか、

耳が聞えませんでしたが、将来必要があれば考慮して行きたい。つまり新潟なら新潟にお設けになるとい

う話と承つてよいわけですか。

○政府委員(藤田巖君) 必ずしも新潟

といふおうちには……(笑) どこに置く

か分りませんが、将来裏日本方面の貿易関係が起つて参りますれば、その際

これが設置を考慮したもと思つて

おります。

○委員長(楠見義男君) 今日でなくと

もよふのですが、先程の手数料の問題

は、これは生産農家から見れば相当大きな問題だと思うのですね。もう少し

正確な数字を承知して置きたいと思う

のです。従つて検査をするのにどれだ

けの人間で、どれだけの経費がかかつ

てその中の一部の十円だとか、こうい

う数字を正確にこの委員会としては掲

んで置きたいと思いますから、今日で

なくともいいですから、書いたもので

資料を出して頂きたいと思います。

○北村一男君 私、昨日この法案を持

つて来ましたから、書いたもので

は、新潟では検査などしないのです

が、これは例え北北海道の種薯は

栽培地において検査されまして、それ

から例え新潟へ持つて来ましたとき

は、新潟では検査などしないのです

が、移入した所で何がやはり防疫の手段を講ぜられるような措置を探られな

いのかどうか。

○政府委員(藤田巖君) これは私共は大体かよろしく考えております。お話を

出でおりますように、種薯は今後販売

は自由になつた。従いまして、やはりこれは、勿論全然放任をいたしますと、

中には変な種薯を農家に売りつけたり

して、農家に迷惑をかけるようなもの

も又出来ないとも限らんと思つて

ますが、さればと言つてこれを法律でど

う取締るといふこともできないわけな

んであります。我々いたしまして

は、生産地の団体、農業者の団体、そ

れから消費地と申しますか、種薯を購

入する所の場所の農業者団体といふも

のがお互いに連絡をしまして、そうし

て検査を生産地において受けたところ

の完全な種薯を購入するといふふうな

道筋をやはりつけて行く必要があるの

ではないか。我々いたしましては、

従つてそういうふうな方向へ今後種薯

の何と申しますか、生産地と消費地を

結ぶ流通の連絡をつけて参りたい、こ

のういうふうな気持でおるわけなので

従つてやはりこれは協同組合な

り、協同組合連合会が一つ、種薯につ

ております。

○小川久義君 それはよく分ります。

新潟では大變……去

年、一昨年ございましたか、北海道

から移入した馬鈴薯に、どこか取扱が

悪いといふ地元の方の話もあります

が、この地元といふのは北海道の方の

話もありますが、併し注意して、種薯

ですか、それがまた非常に病氣がありまして、迷惑しましたので

お話を承つてよいわけですか。

○政府委員(藤田巖君) 必ずしも新潟

ので、差当りはやはり生産地における検査ということだけを考えております。

○小川久義君 検査はよく分ります。

が、その検査に合檢したという証紙か

合格票を、それがはつきりしておりま

す。すれば局長さんの言われたようなこと

になりますが、それがむしれなく

なつたり、検査をした薯であるかしな

い薯であるか、ということは判定しにく

いのですが、今までからすると……。

○政府委員(藤田巖君) その点はどういう制度にされるのです。

きましてはやはり植物防疫官と申します

が、検査をしてあるかないか分らんの

は確めようがないので、どういう恰好

になるのですか。

○政府委員(藤田巖君) この問題につ

いては、これが各地区分担区域を持つて

あるわけありますから、それがそれ

をそれでどううなにとも、或いは報

告を受け、或いはみずから調べて、そ

うして仮に今お話をございましたよう

なものを見つけると、それを

詳細に調べて、これを是正して行くと

が当つて行くというような態勢を取

つて下さい。

午後三時七分速記中止

午後三時二十六分速記開始

○委員長(楠見義男君) 遅記を止めて

下さい。

○委員長(楠見義男君) 速記を止めて

下さい。

○小川久義君 それはよく分ります。

年後三時二十六分速記開始

○委員長(楠見義男君) 速記を始め

て。

○小川久義君 十三條の第四項の規定

ですが、合格証明書とか、抄本、謄本

と連絡をして間違いくなづぶ、こうい

うにしておかんと、証紙みたいなもの

は途中で輸送中もしつたりす

る場合も予想されるので、特に今まで

の例からすると、富山県では東岩瀬に

種薯が入つて、そこで何俵か県庁へ持

つて来た。県庁へ持つて来て県庁の官

員の自給菜園に使つて見た。便おうと

やらないければならぬ、輪腐病があると

いうことを岐阜に知られると困るから

たが、黙つていてくれ。これは岐阜へ

驶つてそういう証紙のはつきりするか

やらないければならぬ、輪腐病があると

いうことを岐阜に知られると困るから

あつた。そこで問題にした。問題にし

て、ペヌツと切つて見たら、輪腐病が

とわゆるまま抑えられたんだ

ですが、それで引受けのまま抑えられたんだ

ですが、そういふ場合も予想される。

従つてそういう証紙のはつきりするか

やらないことを岐阜に知られると困るから

といふので、引受けのまま抑えられたんだ

ですが、その外に儀装にも合格票といふ

ものをはつきり附けて頂くようにな

いと効果はないと思ひますから、その

点もお伺いします。

○小川久義君 それをはつきりするよ

はどういうふうなことになる。又この制度を徹底させるにはどういうふうな方法をお考えか、その点をはつきり承つて置きたいと思う。

○政府委員(藤田巖君) お尋ねの合格証明書或いは謄本又は抄本はどの程度にどういう方法で附けるのかとさうことでございますが、これは大体販売単位毎に、その販売単位毎になります数量に応じてやる。例えば馬鈴薯なら、一俵なら一俵の販売単位になつておるもののは一俵毎につける。苗木であれば、或いは依頼によつて一本毎売るなら一本毎附けますし、何本とまとまつておればそろいふうに附ける、こういうことに相成ります。

○小川久義君 そこで苗木なら五十本とか百本とか、一本々々わざ／＼生産地から買うことがないのですが、まとめてこつちに来て、分けるときは一本一本になり、仮に農協が百本買つた、希望者に一本なり二本なり分ける、そういう場合も予想されるので、特にその場合は下手にちよつと間違えたら、三年以下の懲役とか五万円以下の罰金とかいうことになるのだが、その点は余程注意しないと思われる犯罪に問われる虞れが十分あるのですが、周知させる方法もどういうふうにお考えですか、併せてお伺いしたいと思います。

○説明員(竹内二郎君) いわゆる種馬鈴薯のごときは協同購入とか何とかとないと思ひます。苗木の場合もやはり協同購入の百本、協同購入にしますれば、そのときに百本には病気がないますが、それ以下は取締方法はちよつといふことを認識して分ければ、その各一本々々に附けるということはなか

○小川久義君　ちよつと間違うと懲役
とか罰金とかいうことになるもんだから、その点余裕うまいこと周知せしめ
るよう特に方策をお願いしたいと思
います。

○委員長(柳見義男君)　それでは植物
防疫法案の質疑は「応」この程度にして
置きたいと思いますから御了承願いま
す。

まして、予算的にはさように確定いたしましたが、本年産米はついて必ず報奨金が昨年と同様二倍価格で出ます、或いは早場米奨励金を昨年と同じく存じます。勿論私共の考といたしますのは、予算に組まれました通りの金額を支出する方針で参りたいと思つております。併しいろ／＼な議論も関係ございます。午後三時三十五分散会においては只今出でておりますので、私共といたしましては、前年と同様の取扱をいたしたいということでおこないます。いろいろ研究を進めておる中でござります。

○委員長(楠見義男君) それでは本日はこの程度にいたします。

午後三時三十五分散会

出席者は左の通り。

委員長	楠見 義男君
委員	羽生 三七郎
委員	門田 定藏君
北村 一男君	池田宇右衛門君
赤澤 與仁君	石川 準吉君
山崎 恒雄君	徳川 宗敬君
池田 久義君	小川

政府委員
農林政務次官 坂本 實君
(農林事務官)
食糧庁長官 安孫子藤吉君

<p>四月四日日本委員会に左の事件を付託された。</p> <p>一、地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、動植物検疫所の出張所設置に關し承認を求めるの件</p> <p>地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、動植物検疫所の出張所設置に關し承認を求めるの件</p>	<p>農林技官(農政局農産課長) 竹内 二郎君 説明員</p>
--	---------------------------------

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、動植物検疫所の出張所設置に關し承認を求めるの件

者は、左の各号に掲げる事項に変更を生じたときは、その日から一週間以内に、省令で定める手続に従い、変更があつた事項及び変更の年月日を農林大臣又は都道府県知事に届け出、且つ変更があつた事項が登録記又は仮登録証の記載事項に該当する場合にあつては、その書替交付を申請しなければならない。

一 氏名又は住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

二 生産業者ごろつては生産する

解散したときは、その清算人は、解散の日から二週間以内にその旨を農林大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

該肥料の生産又は輸入の事業を廃止したときは、その日から二週間以内にその旨を農林大臣又は都道府県知事に届け出なければならぬ。

第十四條 左の各号の一に該当するときは、登録又は仮登録は、その効力を失う。

一 登録又は仮登録を受けた法人

が解散した場合においてその清算が終了したとき。

二 登録又は仮登録を受けた者が
該肥料の生産又は輸入の事業

三 都道府県知事に登録をした生を廃止した旨を届け出たとき。

三 産業者が当該肥料を生産する事業場を他の都道府県に移転するに

第三五三、佐藤吉一は反発隊の員
と/or とき。

第十五條 登録若しくは仮登録の有効期間が満了したとき、又は前條

の規定により登録若しくは仮登録がその効力を失つたときは、当該

登録又は仮登録を受けた者（前條第一号の場合には清算人）は、遅

滞なく、登録証又は仮登録証を添えて、効力を失つた事由及びその

年月日を農林大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(登録及び仮登録に関する公害)
第十六條 農林大臣又は都道府県知

第一回 始終の運命は、登録をした事は、登録若しくは仮登録をしたとき、登録若しくは仮登録の有効

とき登録者しくは仮登録の有効期間を更新したとき、第十四條の

規定により登録若しくは仮登録が失効したとき、又は第三十一條第一項若しくは第二項の規定により登録若しくは仮登録を取り消したときは、左に掲げる事項を公告しなければならない。

一 登録番号又は仮登録番号

二 肥料の名称

三 保証成分量

四 生産業者又は輸入業者の氏名及び住所

都道府県知事は、その公告した事項をすみやかに農林大臣及びすべての都道府県知事に通知しなければならない。

(生産業者保証票及び輸入業者保証票)

第十七條 生産業者又は輸入業者は、普通肥料を生産し、又は輸入したときは、省令の定めるところにより、遅滞なく、当該肥料の容器又は包装の外部(容器及び包装を用いないものにあつては各荷口)に左の事項を記載した。生産業者保証票又は輸入業者保証票を附さなければならぬ。当該肥料が自己の所有又は管理に属している間に、当該保証票が滅失し、又はその記載が不明となつたときも、また同様とする。

一 生産業者保証票又は輸入業者保証票といふ文字

二 肥料の名称

三 保証成分量

四 生産業者又は輸入業者の氏名及び住所

五 生産し、又は輸入した年月

六 生産業者があつては生産した

正味重量
事業場の名称及び所在地
登録番号又は仮登録番号
仮登録を受けた肥料に附して
はその旨の表示
(販売業者保証票)
第十八條 販売業者は、普通肥料の
容器若しくは包装を開き、若しく
は変更したとき、又は容器若しく
は包装のない普通肥料を容器に入
れ、若しくは包装したときは、省
令の定めるところにより、遅滞な
く、当該肥料の容器又は包装の外
部に左の事項を記載した販売業者
保証票を附さなければならぬ。
生産業者保証票、輸入業者保証
票、販売業者保証票及び次條第四
項の規格外肥料保証票(以下「保証
票」という。)が附されていない
か、又はその記載が不明となつた
普通肥料の引渡を受けたとき、及
び引渡を受けた普通肥料が自己の
所有又は管理に属している間に、
その保証票が滅失し、又はその保
証票の記載が不明となつたとき、
も、また同様とする。
一 販売業者保証票という文字
二 販売業者の氏名及び住所
三 前條第二号から第七号まで及
び第九号に掲げる事項
四 販売業者保証票を附した年月
(譲渡の禁止)
第十九條 生産業者、輸入業者又は
販売業者は、普通肥料につい
ては、前項の販売業者保証票に記載
しなくてよい。

2 生産業者は販売業者が、第六條の規定により登録又は仮登録の申請をした普通肥料であつて主成分の含有量が公定規格に達せず、又は公定規格の定がある類似する種類の肥料の品質に達しないものについて、省令で定める手続に従い、農林大臣の許可を受けた場合は、生産業者、輸入業者又は販売業者は、前項の規定にかかわらず、登録又は仮登録を受けていない普通肥料であつても、これを譲り渡すことができる。

3 農林大臣は、前項の規定による許可の申請があつたときは、当該普通肥料が植物に有害である場合又は当該普通肥料の主成分の含有量が公定規格の半ばに達せず、若しくは公定規格の定がある類似する種類の肥料の品質の半ばに達しない場合を除いて、その申請の日から五十日以内に前項の規定による許可をしてはならない。

4 第二項の許可を受けた生産業者は輸入業者は、省令の定めるところにより、当該普通肥料の容器又は包装の外部に、第十七條第二号から第七号までに掲げる事項及び規格外肥料保証票という文字を記載した規格外肥料保証票を附さなければならぬ。

5 天災地変により肥料が登録証又は仮登録証に記載された規格を下廻つた場合及び省令で定めるやむを得ない事由が発生した場合においては、登録又は仮登録を受けておらず、且つ保証票が附されているものでなければ、これを譲り渡すことはならない。

いて、命令の定めるところにより、農林大臣又は都道府県知事の許可を受けたときは、生産業者、輸入業者又は販売業者は、第一項の規定にかかわらず、普通肥料を譲り渡すことができる。

(保証票の記載事項の制限)

第二十條 保証票には、第十七條各号、第十八條第一項各号又は前條第四項に掲げる事項、商標及び商号以外の事項を記載し、又は虚偽の記載をしてはならない。

(施用上の注意等の表示命令)

第二十一條 農林大臣は、必要があると認めるときは、その登録又は仮登録をした普通肥料の生産業者又は輸入業者に対し、当該肥料の施用上の注意又は原料の使用割合を当該肥料の容器又は包装の外部に表示すべき旨を命ずることができる。

2 農林大臣は、前項の命令をしたときは、登録証又は仮登録証にその旨を記載する。
特殊肥料の生産業者及びその輸入業者の届出)

第二十二條 特殊肥料の生産業者は、その輸入業者は、その事業を開始する二週間前までに、その生産する事業場の所在地又は輸入の場所を管轄する都道府県知事に、左に掲げる事項を届け出なければならぬ。

- 一 氏名及び住所
- 二 肥料の名称
- 三 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地
- 四 販売業務を行ふ事業場及び保管する施設の所在地

2 特殊肥料の生産業者又はその輸入業者は、前項の届出事項に変更を生じたときは、その日から二週間に以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

その事業を廃止したときも、また同様とする。

(販売業務についての届出)

第二十三條 生産業者、輸入業者又は販売業者は、販売業務を行う事業場ごとに、当該事業場において販売業務を開始した後二週間に以内に、左に掲げる事項をその所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。但し、生産業者が普通肥料について当該都道府県知事の登録を受け、又は特殊肥料について当該都道府県知事に前條の規定による届出をした場合において、当該普通肥料又は当該特殊肥料について販売業務を開始したときは、この限りでない。

一 氏名及び住所
二 販売業務を行う事業場の所在地
三 当該都道府県の区域内にある保管する施設の所在地
2 前項の届出事項に変更を生じたときは、及び販売業務を廃止したときも、また同項と同様とする。

(不正使用等の禁止)
第二十四條 何人も、保証票を偽造し、変造し、若しくは不正に使用した保証票その他保証票に紛らわしいものを自己の販売する肥料若しくはその容器若しくは包装に附してはならない。

2 他の生産業者、輸入業者若しくは販売業者を行ふ事業場及び保管する施設の所在地

は販売業者の氏名、商標若しくは商号又は他の肥料の名称若しくは成分を表示した容器又は包装は、何人もその表示を消さなければ、何人も自己の販売する肥料の容器又は包装として使用してはならない。

(異物混入の禁止)
第二十五條 生産業者、輸入業者又は販売業者は、その生産し、輸入し、又は販売する肥料に、その品質が低下するような異物を混入してはならない。

(虚偽の宣伝等の禁止)
第二十六條 生産業者、輸入業者又は販売業者は、その生産し、輸入し、又は販売する肥料の主成分の含有量又はその効果に関して虚偽の宣伝をしてはならない。

2 生産業者、輸入業者又は販売業者は、その生産し、輸入し、又は販売する肥料について、その主成分又は効果に關して誤解を生ずるおそれのある名称を用いてはならない。

(帳簿の備付)
第二十七條 肥料の生産業者は、その生産する事業場ごとに帳簿を備え、肥料を生産したときは、毎日、その名称及び数量を記載しなければならない。

2 肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者は、その生産、輸入又は販売の業務を行ふ事業場ごとに帳簿を備え、肥料を購入し、輸入され、肥料を販売したときは、その名称及び数量を記載しなければならない。

3 前二項の帳簿は、二年間保存しなければならない。
(業務施設の表示)
第二十八條 生産業者、輸入業者又は販売業者は、その生産、輸入若しくは販売の業務を行ふ事業場又は保管する施設ごとに、それぞれその外部の見易い場所に、その氏名又は名称及び事業場又は施設の種別を、貨令の定める方法で表示して置かなければならない。

(報告の徵收)
第二十九條 農林大臣又は都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は肥料の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者からその業務に關し報告を徵することができる。

2 第二十九條 農林大臣又は都道府県知事は、肥料の取締上必要があると認めるとときは、肥料検査官又は肥料検査吏員の立入検査等)。

第三十條 農林大臣又は都道府県知事は、肥料の取締上必要があると認めるとときは、肥料検査官又は肥料検査吏員に、生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は肥料の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、船車、その他肥料の生産、輸入、販売、輸送若しくは保管の業務に關係がある場所に立ち入り、肥料、その原料若しくは業務に關する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料若しくはその原料を、分析検査のため必要な最小量に限り、無償で收去させることができ。

2 都道府県知事は、販売業者、その登録した普通肥料の生産業者又は特殊肥料の生産業者若しくは輸入業者がこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、これらの人に対し、普通肥料の譲渡若しくは仮登録を取り消すことができる。

3 第一項又は前項の規定により登録又は仮登録を取り消された者は、遲滞なく、登録証又は仮登録間及び收去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 肥料検査官は、農林省肥料検査所に賣き、肥料検査吏員は、都道府県に置かれる。

4 第一項の場合には、肥料検査官又は肥料検査吏員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(違法の場合の行政処分)

第三十一條 農林大臣は、その登録又は仮登録をした普通肥料の生産業者又は輸入業者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したときは、これらの者に対し、普通肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又はその登録若しくは仮登録を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、販売業者、その登録した普通肥料の生産業者又は特殊肥料の生産業者若しくは輸入業者がこの法律に基く命令の規定に違反したときは、これらの人に対し、当該肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又は生産業者について登録又は仮登録を取り消すことができる。

3 第一項又は前項の規定により登録又は仮登録を取り消された者は、遲滞なく、登録証又は仮登録

別表

種別	主成分
無機質窒素肥料	窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素
無機質りん酸肥料	りん酸全量、農林大臣の指定する有効りん酸
無機質加里肥料	加里全量、水溶性加里
化成肥料	窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素、りん酸全量、農林大臣の指定する有効りん酸、加里全量、水溶性加里
有機質肥料	窒素全量、りん酸全量、加里全量
石灰質肥料	有効石灰、有効苦土
配合肥料	窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素、りん酸全量、農林大臣の指定する有効りん酸、加里全量、水溶性加里
その他の普通肥料	農林大臣の指定する成分